(5) Delivery place : As shown in the tender documentation
(6) Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C, D
(7) Time limit of tender : By 15 : 00 10 December 2015
(8) Contact point for the notice : Accounting Section, Japan Racing Association Ritto Training Center, 1028 Misono, Ritto-shi, Shiga 520—3085 Japan Tel 077—558—0101

入札公告の変更

平成 27 年 10 月 30 日
国立研究開発法人水産総合研究センター
総務部長　山﨑　聖

◎調達機関番号　540　◎所在地番号　14

1　掲載日　平成27年８月27日（号外政府調達第162号）

2　変更内容　10ページ１(2)に「G　船舶用軽油　約100kℓ」を、10ページ１(4)に「G　平成27年11月24日から12月31日まで(内地)」を、10ページ１(5)に「G　船舶用軽油（塩釜港)」をそれぞれ追加する。11ページ２(2)「A及びC及びD及びF」を「A及びC及びD及びF及びG」に変更する。11ページ３(3)に「G　平成27年11月９日」を、11ページ３(4)に「G　平成27年11月16日11時00分（ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、平成27年11月13日必着のこと。)」を、11ページ６(3)に「G Gas oil about 100 kℓ」を、11ページ６(4)に「G From 24 November 2015 to 31 December 2015」をそれぞれ追加する。11ページ６(5)「A and B and C and D and E」を「A and B and C and D and E and G」に、11ページ６(6)②「A and C and D and F」を「A and C and D and F and G」にそれぞれ変更する。11ページ６(7)に「G 11:00 16 November 2015」を追加する。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 27 年 10 月 30 日
支出負担行為担当官
中部地方整備局副局長　守屋　正平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第 25 号

1　工事概要
(1) 品目分類番号　41
(2) 工事名　平成27年度四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区道路（霞４号幹線）橋梁（Ｐ26～Ｐ30）上部工事
(3) 工事場所　三重郡川越町高松地先
(4) 工事内容　本工事は、四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区霞４号幹線橋梁（Ｐ26～Ｐ30）の橋梁上部の工場製作工、鋼橋架設工、支承工、橋梁付属物工、橋梁足場等設置工、電力設備工、防護柵工、仮設工、雑工の施工を行うものである。(詳細は入札説明書による。)
(5) 工期　平成29年７月31日まで
(6) 本工事は、資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、例外的に発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
(7) 本工事は、別に公示する特定建設工事共同企業体（以下､｢特定ＪＶ」という。)の資格決定を受けた者と一般競争参加資格の決定を受けている者(以下､｢単体有資格業者」という。)が競争参加することができる「混合入札」の方式によるものである。
(8) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
また、港湾関連民間技術評価制度の認定技術等（以下､｢港湾民間技術」という。)を効果的に活用するための試行工事でもある。
(9) 本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。
(10) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除く。
(11) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(12) 本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
(13) 本工事は、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う｢総価契約単価合意方式」の対象工事である。
なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
(14) 本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定ＪＶ又は単体有資格業者であること。
なお､特定ＪＶとして競争に参加する場合は、当該工事について特定ＪＶとしての競争参加資格決定を受けること。(構成員数は２社とする。)
(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 中部地方整備局における平成27・28年度港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
(3) 中部地方整備局における平成27・28年度港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該平成27・28年度港湾等鋼構造物工事における客観点数が上記点数以上であること。)なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を1,100点以上とする。
(4) 平成12年４月１日以降かつ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出期限の日までに元請けとして完成・引き渡しが完了した、以下に掲げる同種工事実績を有すること。(共同企業体の構成員としての施工実績は､出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)
経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員が①に掲げる同種工事を施工した実績を有すること。
なお、当該施工実績が平成13年４月１日以降に完成した全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
① 単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、ａ）からｃ）までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作及び架設した工事実績を有すること。
なお、ａ）からｃ）までは同一工事であること。
ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。)の工事。
ｂ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。
ｃ）最大支間長が50m以上の工事。
② 特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、ａ）からｃ）までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作及び架設した工事実績を有すること。
なお、ａ）からｃ）までは同一工事であること。
ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。)の工事。
ｂ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。
ｃ）最大支間長が20m以上の工事。
(5) 標準的な施工方法が適正であること。(入札説明書参照)
(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、現地での架設期間については専任で配置できること。(現地での架設期間は平成28年10月から平成29年７月を予定している。)